

令和5年度第4回静岡市自立支援協議会 議事録

日 時	令和6年1月30日（火） 午後3時から
場 所	城東保健福祉エリア 保健福祉複合棟3階 第1・2研修室
出席者 （委員）	鈴木政史委員（会長）、佐野公一委員、杉山久邦委員、 深澤しづか委員、小林美保委員、市川靖剛委員、 中村倫也委員、亀田良介委員、北島啓詞委員、吉永智美委員
（専門部会長）	飯塚子ども部会長、山本地域生活支援部会長、中村就労支援部会長
（事務局）	池田保健福祉長寿局局理事兼局次長兼健康福祉部長、 松田障害福祉企画課長、宮原障害福祉企画課課長補佐、 大石障害福祉企画課地域生活支援係係長、 越智障害福祉企画課主任主事、田中障害福祉企画課主事、 神田障害者支援推進課長、田口障害者支援推進課課長補佐、 久保田障害者支援推進課係長、 望月地域リハビリテーション推進センター所長、 杉山保健衛生医療部長、野ヶ山精神保健福祉課長、 前林精神保健福祉課課長補佐、板倉精神保健福祉課企画係長、 上田精神保健福祉課主査、渡辺商業労政課雇用労働政策担当課長、 吉引葵福祉事業所障害者支援課長、 青木駿河福祉事業所障害者支援課給付係長、 井関学校教育課特別支援教育センター主席指導主事
（相談支援事業所）	静岡市障害者相談支援推進センター、障害者生活支援センター城東、 サポートセンターコンパス北斗、静岡市支援センターなごやか、 アグネス静岡、ひまわり事業団ピアサポート、 静岡医療福祉センター児童部地域支援・相談室「やさしい街に」、 静岡市支援センターみらい、清水障害者サポートセンターそら、 はーとぼる、百花園宮前ロッヂ
議題	（1）次期静岡市障がい者共生のまちづくり計画について （2）過年度に協議した議題について

開会

議題（１）次期静岡市障がい者共生のまちづくり計画案について

- 障害福祉企画課より資料１について説明。

【佐野委員】

ご説明いただいた資料１の４５ページ下部に計画相談支援に関する記載がありますが、活動指標において、現計画と比較して、相談支援専門員数ではなく事業所数へと変わっています。こちらにはどのような意図がありますか。

【障害福祉企画課】

ご質問ありがとうございます。現計画の５９ページでは、ご指摘いただいた通り相談支援専門員数を指標として掲載しており、令和元年度に元々７１人だったところを、令和５年度で１２４人まで増やすといったような計画の記載にはなっておりました。

この数字自体が、利用者の人数を平均的な１人当たりの計画策定件数で割ることで算出していた機械的な数値でございました。

実際にその相談支援専門員さんを増やしていくような取り組みにどういったものがあるか、という考えなどもある中で、どちらかという点では数を増やすのはなかなか難しいところで、一人一人の質を上げていくことでカバーしていこうといったような動きになっていると伺っておりました。そのため、人数をあえて出していて、例えば現状でいくと１００人に満たない状態になっているので、評価が毎年Ｃと、低い状態になっています。適正な評価ができるような手法を目指すという指針で、申し訳ございませんが、相談支援専門員さんの数から、事業者の数に記載を変更させていただいています。

【佐野委員】

ありがとうございます。新規に参入する事業所を増やしていくという意味でよろしいでしょうか。

【障害福祉企画課】

はい。

【杉山委員】

静岡支援センターみらいの杉山です。簡単な感想で申し訳ないですが、事業所数が増えるということはもちろんいいことではあると思うのですが、逆に言いますと、少人数で構成する事業所は疲弊しています。計画相談事業所の報酬モデル自体が、事業所内の相談員

数が増えることによって単価が上昇し、経営が安定するというビジネスモデルだと思います。よって、必ずしも事業所数が増えることで、負担軽減に繋がっているか、質の向上に繋がっているかということに関しては、さらなる検討や工夫が必要ではないでしょうか。

また、同じく 45 ページの上段の障害者相談支援事業ですが、現計画に加えて項目が増えています。特に行政区連絡調整会議等の役割部分が、増えているように見受けられるのですが、そのあたりの意図や内容の説明を簡単に構いませんので、していただけるとありがたいです。

【障害福祉企画課】

ご質問ありがとうございます。障害者相談支援事業の項目がボリュームアップしている件ですが、国の指針に基づいて市の計画を策定しているところですが、地域のケース検討会議を軸にした協議会運営が示されており、次期計画の目標にて設定をさせていただいたところ です。

静岡市では、自立支援協議会本体に紐づいている各区の事務局会議にこれまでも事例検討の機能は備わっていましたが、基幹相談支援センターとともに個別ケース検討の機会を一層増やすべく、活動指標⑤及び⑦にて各区事務局会議における検討回数年 6 回を目標といたしました。

【杉山委員】

ありがとうございます。細かくて申し訳ないのですが、この⑤の個別事例の支援内容の検証の実施回数と⑦の自立支援協議会における事例検討実施回数というのはどういう分け方なのでしょうか。

【障害福祉企画課】

いずれも検証・検討の場は、各区の事務局会議を想定しています。分け方としては、⑤は基幹相談支援センターが提示しケース検証の回数目標、⑦は各区事務局会議関係者が提示したケースをもとに実施した回数としており、区ごとに単年度で計 6 回の検証・検討がなされることを目標としました。

【鈴木会長】

ありがとうございました。静岡市の状況は私も全て把握しているわけではないのですが、相談支援事業所については一部の事業所に過重な負担がかからないような仕組みも検討していただきたいです。

【市川委員】

今の相談事業所の件ですが、この相談事業所の過度の負担をデータとして取っていただ

きたいです。事業所の適切な相談対応実施のために、事業者支援を継続していきますという言葉だけですと信用できないため、精査をお願いしたいと思います。

【障害福祉企画課】

鈴木会長、市川委員、ご意見ありがとうございます。データの件、承知しました。こちらで即座に出せずに申し訳ありません。お示しさせていただけるかも含めて検討いたしますので、よろしくお願いいたします。

【鈴木会長】

可能でしたら、定期的に把握できるような形で可視化はできるとよいと思います。ご検討ください。

【深澤委員】

資料1の54ページですが、経済的な支援の充実という項目があります。先日も私どもの相談で挙がった話ですが、資料1の55ページ35番に重度障害者紙オムツ支給事業というものもあります。要綱を確認すると、同居の家族がいると支給されない等、細かい話になりますが、そういう要件がありまして、その辺りの緩和をお願いしたいと思います。

この法定サービスの全体的な件数が出てはいますけども、正直、申請するととても時間がかかりますし、相当審査されていることは承知しておりますが、最終的には却下されることはあまりないものの、やはり制限がかかっているということをととても感じるところです。

【障害者支援推進課】

今のご意見について、こちらの施策へのご意見として承りたいとともに、現況をご説明させていただきます。近年、交付者数については大体300人前後、令和4年度は343人ということで若干増加傾向にあります。助成金額につきましては、令和4年の決算数字で654万円ということで、対前年107.7%、大体7%から8%ずつ増加ということになっております。

受給対象の要件について、先ほどご意見いただいたということもありますので、限られた予算の中ということもございますが、制度の一部見直しのご意見として承りたいと思います。

【鈴木会長】

それでは次期計画の素案についてはいただいた意見を踏まえて、引き続き事務局の方で進めていただくこととしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

【出席委員】

異議なし。

議題（２）過年度に協議した議題について

【鈴木会長】

こちらの議題で取扱う２つの事項は、令和４年度第１回会議にて各専門部会より提案を受け、委員によって協議したものです。当時の協議内容をもとに各部会を中心に、現在も取り組みがなされています。

これまでの静岡市の自立支援協議会では、地域から提案があった議題を協議したのちに、取り組みや経過を委員が確認する、あるいは話し合う機会がございました。

そこで、事務局と相談し、一定の活動方針が定まった状態を「終結」、取り組んでいるものの方針が確立していない状態を「継続」と捉え、いずれも本協議会で確認していくこととしました。上手くいかない、あるいはさらなる助言が必要な議題であれば、この場でフォローアップし、良い成果や取り組みなどあればこの場で確認していければと思います。いずれも、今後の取り組みに活かしていただけるような内容としたいです。

① 地域移行の促進に向けた緊急時及び強度行動障がいのある方等の受入れ体制について

- 域生活支援部会長の山本氏及び権利擁護・虐待防止部会長の深澤委員より資料２－１について説明。

【市川委員】

緊急時にショートステイを使う場合、計画相談等はどういう取扱いになっていますか。後付けでもいいのでしょうか。後付けできないとしたら、緊急時の対応が困難ではないかと思ったので質問させていただきました。

【深澤委員】

緊急時には複数のパターンがあるかと思いますが、例として虐待ケースの場合、プランを出さないと利用できないということはないかと思います。また、虐待時だけでなく、保護者が急きょ不在となってしまった状況でもプランを出さないと利用できないということはないかと思います。プランを出すことを前提に利用できる、という認識です。いかがでしょうか。

【小林委員】

緊急時は、関係者の方から連絡があって、役所の方と調整して、後から提出させていただいております。

区分がわからない等、本当にそういう緊急案件の場合も、役所の方と相談しながら、支

援を必要としている方が緊急時に利用できないということにならないような連携しているところです。

【市川委員】

虐待通報によりコア会議になることがあると思いますが、やはりお父さんお母さんが亡くなったり、病気になったりした場合等の緊急時は、コア会議ではないですが、そういうものも検討していただきたいなと思いました。

もう一点ですけれども、グループホームの空き状況のシステム化ということで、作っていただいたと思います。やはりグループホームは人が入っていないとお金が入ってこないため、市でお金の補助とか、そういうものを今後の検討事項として、お願いしたいと思います。

【佐野委員】

短期入所連絡会のことについてなんですけれども、いつもご苦勞されているかと思いますが、今ここにもあるように効果測定をしていただくということなので、活用できるような形になればよいなと思っています。

一方で、つばさ静岡や静岡てんかん・神経医療センターさんなど療養介護の短期入所に関して、医療的なケアのある方のご家族に何かがあって、介護者不在の状況になったときになかなか利用できない、というシーンを課題に感じております。

こちらに関しては医療的ケア児の協議会にて協議が進んでいると思いますが、短期入所連絡会にも協議事項として重なりがあるはずです。何かそういう同じ内容のことを、複数箇所で協議されている場合、どちらで整合を取り、共有していくのかについて、どのようにお考えでしょうか。

【まいむ・まいむ西川氏】

医ケア協議会と短期入所連絡会で、医療的なケアが必要な方の短期入所について、一緒に検討できる機会が持てればというところで、コメントさせてください。

短期入所連絡会ができてから今2年目が終わろうとしているのですが、まず短期入所連絡会として横の繋がりを強くしていく、それから共通の事業所が抱えるテーマをみんなで意見交換するというところでの検討に重きを置いて取り組んでおりました。

今後は、先ほど佐野委員からあったように、両会議体で考えていけるような方法を行政と検討させていただきたいと思いました。

【鈴木会長】

医ケア等そういった障害の重い方への対応は、他都市もずっとどうしようか、という話が出てきて、協議会では話題に上がるのですけれども、そこから先をどうしていいか我々

もわからないので、一つは協議会、あるいは部会等で要望書を作って上に上げていくことが少しできるというかなと思います。

それから、医療的ケア児を受け入れているグループホームが都内には出来始めているので、視察に行ってくださいと、静岡市に設置するためには何が必要なのかということが少し明確になってくるかなというふうに思っています。

また、グループホームの空床についてはシェルターのような民間の仕組みができるかと思っています。今 18 歳未満の子供たちのシェルターを作っている動きがありまして、また参考にしてみてはいかがでしょうか。

【障害福祉企画課】

補足です。医療的ケアの方を受け入れる短期入所について、医ケア協議会にて関係者で意見交換を実施しております。今後も、そちらの方で検討を続けていきますが、短期入所連絡会にご意見等伺うことがあろうかと思しますので、その際にはぜひご協力いただければと思います。

【鈴木会長】

ありがとうございます。ちなみに静岡市には、障害の重い方を受け入れるグループホームはどのくらいありますか。

【障害福祉企画課】

グループホームのうち、重度の方を受け入れることが可能な事業所の数を即答できないのですが、分母となるグループホームの数は令和 5 年度 11 月 1 日時点ですと 76 事業所となっております。

【鈴木会長】

実際に重度の方を受け入れているグループホームというものはあるのでしょうか。

【事務局】

ございます。

② 誰もが安心して地域で暮らすための体制整備について

- 地域移行支援部会長の中村委員より資料 2－2 について説明。

【杉山委員】

地域移行支援部会でスティグマに関して色々な活動を継続していただき、ありがたいと思っています。中村委員がおっしゃる通り、これで終了ということではなくて、常に取り

組み続けていかなければならない課題だと思います。地域移行支援部会だけではなく、各専門部会や行政区の連絡調整会議や事務局会議等を通じて関わっていきたいと思います。

【鈴木会長】

理解の促進についてはやはり継続して取り組む必要があると思っています。精神障害の方だけではなく、発達障害、それからよく見えない障害と言われる聴覚の人や高次脳機能障害の人とか、その辺も含めてできるといいと思います。

また、可能であれば、福祉教育とコラボができるといいとは思っています。

【北島委員】

今先生からご指摘いただきました福祉教育の分野との連携ということで、今、学校における福祉教育はどうしても車椅子体験、点字や手話の勉強が中心となっています。

ただ、もちろん体験も重要だと思いますが、鈴木会長が先ほどおっしゃったような「見えない障害」の分野についても福祉教育を進めていかなければならないという問題意識を社協としても持っています。

そのため、今年からスタートさせた第4次の地域福祉活動計画の中では、福祉教育を計画の中心に置いて、策定をさせていただきました。子供たちだけでなく、地域と大人も含めて、今後もアドバイスをいただきながら、福祉教育を進めてまいります。

また、「スティグマ」に関する意識啓発という部分で、民生委員児童委員協議会としてもご協力できる場所があればと思います。

【鈴木会長】

精神障害の疑似体験というアイデアがあまり思いつかないので、皆さんからご意見があれば、福祉教育のみならず一般の研修会でも活用できるかなと思います。引き続き、よろしく願いいたします。

【市川委員】

誰もが安心して地域で暮らすための体制ということですが、アパート入居の際、障害者の方は保証人を探すことも難しいことがあると思います。そういった部分の現状をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

【中村委員】

居住支援法人とやりとりをすることになって、2年ぐらいですが、保証人の件で話が滞る、あるいは次に進めなくなったことは経験上ございません。保証人という考え自体が不動産業界では薄れているようです。

【市川委員】

私も民間のことはわからないのですが、公営住宅では保証人が2人必要だというふうに言われ、本人が困ったことがあったので、障害者に限った話だけではないですけども、改善が必要ではないかと今思いました。

【鈴木会長】

ありがとうございます。最近、民間は保証会社を使うようになっていまして、保証人はいらないと言われるようですね。ただ、貧困ビジネスのようなところは、留意する必要があるかなと思います。

専門部会の活動について口頭報告

- 地域移行支援部会長より口頭報告
- 子ども部会長より口頭報告

閉会